

聖籠町養育医療措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成31年1月30日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町規則第2号

聖籠町養育医療措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則

聖籠町養育医療措置費負担金徴収規則（平成25年聖籠町規則第12
号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

養育医療措置費負担金徴収基準額表					
階層区分			月額負担金徴収基準額		
			基準額	加算基準額	
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援 給付受給世帯	A	0	0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	B	2,600	260	
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	C1	5,400	540
		所得割の額のある世帯	C2	7,900	790
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	D1	10,800	1,080
		40,000円以下	D2	16,200	1,620
		70,000円以下	D3	22,400	2,240
		183,000円以下	D4	34,800	3,480
		403,000円以下	D5	49,400	4,940
		703,000円以下	D6	65,000	6,500
		1,078,000円以下	D7	82,400	8,240
		1,632,000円以下	D8	102,000	10,200
		2,303,000円以下	D9	123,400	12,340
		3,117,000円以下	D10	147,000	14,700
		4,173,000円以下	D11	172,500	17,250
		5,334,000円以下	D12	199,900	19,990
		6,674,000円以下	D13	229,400	22,940
		6,674,001円以上	D14	全額	左の基準額の10%、ただし、その額が26,300円に満たない場合は26,300円
備考					
<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項及び第2項(同項第2号及び第3号にあっては、地方税法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金について適用する場合に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条</p> <p>3 前年分の所得税又は当該年度の町民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の町民税によることとする。</p>					

4 徴収月額の特例

(1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

(2) 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は町民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

5 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税の課税の有無等により行うものである。

6 給付継続中に、認定の基礎となる扶養義務者の所得税額等に変動が生じた場合は、次のとおり再認定を行い、変動が生じた日の属する月の翌月から適用するものとする。

(1) 扶養義務者、児童の属する世帯構成等の変動の有無についての調査確認は、申請者の申出を待つて行うものとする。

(2) 所得税額等の変動の有無についての調査確認は、A階層については各月の初日に、B階層、C階層及びD階層については前年分の所得税の課税関係又は当該年度の町民税の課税関係(免除を含む。)が確定する時期に行うものとする。

7 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、町長の支弁すべき額又は費用総額から社会保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。

8 平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると町長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

9 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条の規定に該当するときは、町民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、町民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては27万円を、(2)に該当する場合にあつては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの((2)に掲げる者を除く。)

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

なお、上記の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、その旨を記載した申請書(別紙様式第5号)を提出するものとする。

別記様式第5号を次のように定める。

別記様式第5号

年 月 日

養育医療給付事業 寡婦（夫）みなし適用申請書

聖籠町長 様

申請者氏名： ㊦
子の名前：
住所：

私は、養育医療給付事業利用にあたり、当該事業の費用負担の算定に関して、寡婦又は寡夫のみなし適用を受けたいので、添付書類を添えて申請致します。

【寡婦又は寡夫とみなされる者として該当する番号をチェックしてください】

- ① 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有するもの
- ② ①に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
- ③ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

（注1）「前年の所得」とは、地方税法第313条第1項に規定する所得（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額）の合計額となります。また、本事業の利用日が1月から6月の場合は、前々年の所得となります。

（注2）「基礎控除額」とは、所得税法第86条第1項の規定により控除される額（38万円）となります。

【添付書類】

- (1) 申請者・子の戸籍全部事項証明書
- (2) 申請者・子の属する世帯の全員の住民票の写し
- (3) 申請者の所得証明書（申請した年の1月1日に聖籠町に住所を有さない方のみ）

【注意事項】（申請にあたっては、下記の内容について同意の上申請を行ってください。）

- ・町長が必要と認めた範囲において、児童扶養手当の支給に関する情報や申請者及び対象となる子の課税状況等の寡婦（夫）とみなすために必要な情報を関係部署に照会又は情報提供する場合があります。
- ・また、本事業利用後において、申請内容に虚偽があった場合は、寡婦（夫）みなし適用を取り消し、当該申請に基づき適用された利用料の減額分について全額返還いただくこととなります。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年7月1日から適用する。